

わかやまごみゼロ活動応援制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、わかやまごみゼロ活動応援制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例第3条第2項に基づき、県民及び事業者が実施するごみの散乱防止に関する活動を「わかやまごみゼロ活動」(以下、「ごみゼロ活動」という。)として認定し、その取組を県が広く県民に周知するなどの応援を行うことにより、ごみの散乱の防止についての県民意識を高揚するとともに、県民及び県内事業者の自主的な清掃活動の取組拡大を促進することを目的とする。

(和歌山県の取組)

第3条 和歌山県知事(以下「知事」という。)は、次の各号の取組を通してごみの散乱の防止についての県民意識を高揚するとともに、県民及び県内事業者の自主的な清掃活動の取組拡大に努める。

- (1) わかやまごみゼロ活動応援制度の普及。
- (2) ごみゼロ活動の県ホームページやその他県が作成する広報媒体による情報発信。
- (3) ごみゼロ活動についての広報物等への「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載することの許可。
- (4) ごみゼロ活動実施者へのごみの散乱の防止についての啓発物の提供、貸与。

(ごみゼロ活動実施者の取組)

第4条 ごみゼロ活動を実施しようとする者、又は実施した者は、次の各号の取組を通してわかやまごみゼロ活動応援制度の普及啓発に努める。

- (1) 広報物等に「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載することによる普及啓発。
- (2) 実施したごみゼロ活動の取り組み報告。
- (3) その他和歌山県が実施するごみの散乱防止に関する施策への協力。

(認定の要件)

第5条 知事は、下記に定める要件を満たしていると判断した活動又は活動予定をごみゼロ活動に認定することができる。

- (1) 和歌山県内の公共の場で実施されるものであること。
- (2) 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例第1条に適合するものであること。
- (3) 特定の政治団体・宗教法人等の活動に関するものでないこと。
- (4) 営利を目的としたものでないこと。
- (5) 活動を実施されるにあたり、事故等の防止に努めるとともに十分な安全管理体制を確保しているものであること。
- (6) 活動を実施しようとする者又は実施した者が暴力団員又は暴力団密接関係者と関与していないこと。
- (7) その他活動又は活動予定が認定を受けることが適当でない事由が存在しないこと。

(認定の申請)

第6条 前条の認定を受けようとする者は、「わかやまごみゼロ活動認定申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 活動又は活動予定の実施団体の概要がわかる書類。法人格を有さない場合には、「わかやまごみゼロ活動実施団体報告書（様式第2号）」。
- (2) 活動又は活動予定の内容に清掃活動以外のものが含まれる場合は、活動又は活動予定の内容がわかる書類。
- (3) その他、知事が必要とする書類。

(認定の決定)

第7条 知事は、事業者から提出された申請書の内容を審査し、第5条の認定要件のいずれにも適合していると判断したときは「わかやまごみゼロ活動認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）」を申請者に交付するものとする。

2 知事は前項の審査のため、当該申請者に聞き取り調査を求めることができるものとする。

(認定内容の変更)

第8条 ごみゼロ活動の認定を受けた者は、申請した内容に変更が生じたときは、「わかやまごみゼロ活動変更届出書（様式第4号）」によりただちに知事に届けなければならない。

2 前項の変更に伴い、「認定証」の書換え交付を希望する場合は、「わかやまごみゼロ活動変更届出書及び認定証書換申請書（様式第4号）」に併せて、「認定証原本」を知事に提出しなければならない。

3 知事は、事業者から提出された届出書及び申請書の内容を審査し、第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないと判断したときは、「認定証」を申請者に再交付するものとする。

4 知事は前項の審査のため、当該申請者に聞き取り調査を求めることができるものとする。

5 知事は変更により、第5条に定める要件を満たさないと判断した場合は、当該認定を取り消すことができる。

(認定の辞退)

第9条 知事は、ごみゼロ活動の認定を受けた者から「わかやまごみゼロ活動認定辞退届出書（様式第5号）」により、認定辞退の届けがあったときは、これを受領するものとする。

2 認定を辞退する者はただちに「認定証」及び提供、貸与された啓発物を知事に返還するとともに、「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載した広報物を破棄しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、ごみゼロ活動の認定を取消すことがある。

(1) 第5条の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 第6条による申請内容に虚偽があったとき。

(3) その他活動又は活動予定及び実施しようとする者に認定が適当でない事由が生じたとき。

2 知事は、前項に基づき取消したときは、ごみゼロ活動の認定を受けた者に通知するものとする。

3 認定を取消された者は「認定証」及び提供、貸与された啓発物を知事に返還するとともに、「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載した広報物を破棄しなければならない。

(名称の使用)

第 11 条 「わかやまごみゼロ活動」の文言を使用しようとする者は、事前に知事に報告し、許可を受けなければならない。

2 知事は報告を受けたのち、必要に応じて書類を提出させることができる。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 8 日から適用する。

附則

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要領による改正前の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。